

財 関 第 784 号
平成 28 年 6 月 24 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 梶川 幹夫

「水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて」
の一部改正について

「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改
正する省令」(平成 28 年農林水産省令第 3 号) の施行に伴い、農林水産省消
費・安全局長からの通知に基づき、「水産資源保護法に基づく水産動物の種苗
等の輸入通関の際における取扱いについて(平成 8 年 7 月 19 日蔵関第 582
号)」の一部を下記のとおり改正し、平成 28 年 7 月 27 日から実施することと
したので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ
るように改める。